

第35回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成30年10月9日（火）13:30～13:50

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

佐藤審議官、林参事官

原子力規制庁

大向安全規制調整官（試験炉担当）

木原管理官補佐（試験炉担当）

4. 議 題

(1) 株式会社東芝と東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割認可について

(諮問)

(原子力規制庁)

(2) 岡委員長の海外出張の結果について

(3) その他

5. 配布資料

(1-1-1) 株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝教育訓練用原子炉の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可について（諮問）

(1-1-2) 株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝教育訓練用原子炉の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可申請の概要について

(1-2-1) 株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝臨界実験装置の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可について（諮問）

(1-2-2) 株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝

臨界実験装置の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可申請の概要について

(2) 岡委員長の海外出張の結果について

参考資料

(1) 東芝の吸収分割認可の概要

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第35回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目が株式会社東芝と東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割認可について(諮問)(原子力規制庁)、2つ目が私の海外出張結果について、3つ目がその他です。

本日の会議は、14時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、最初の議題でございます。株式会社東芝と東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割認可についての諮問でございます。本件につきましては、株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝の教育訓練用原子炉の施設を一体として同社に承継させるということになりましたので、それに係る分割認可についての諮問でございます。

御説明のために原子力規制庁から大向安全規制調整官(試験炉担当)と木原管理官補佐にお越しをいただいておりますので、最初に説明をお願いいたします。

(大向安全規制調整官) ただいま御紹介いただきました大向でございます。

それでは、資料に基づきまして本諮問について御説明をしたいと思います。まず、吸収分割というところがちょっと聞きなれない言葉かと思っておりますので、中身に入る前にこちらを御説明したいと思います。資料の1の一番最後に参考資料第1号というものがついておるかと思っております。参考資料第1号を御覧いただきますと、この吸収分割というのは炉規法ではなくて、会社法の中に定義がございまして、中身は読みませんが、丸ごとある会社から切り離して別の会社に承継させる、これを吸収分割といっていて、丸ごと独立させて、それ自体を新しい会社にするときは新設分割と、こういう2通りのものがあるということでございます。

今回は東芝に原子炉が2つあるのでございますけれども、それを担当している事業部門、

それが丸ごと切り離されて、人もものも全て東芝エネルギーシステムズに承継させると、こういうものでございます。これはいわゆる新規制基準の適合性とは関係なく、許可ではなくて、こういう行為自体を認可というものになっていまして、これについても原子力委員会殿の意見を聞くことになっておりますので、今回諮問したと、こういうことでございます。

それでは、資料第1-1-1号、まずは東芝エネルギーシステムズの吸収分割で東芝教育訓練用原子炉の施設を一体として承継させると、こちらに諮問をしています。本文の中身はこちらで審査をしました結果、平和目的以外の利用のおそれがないということ、技術的能力も問題ないと、欠陥条項にも当たらないというところですので、意見を求めるというものになっております。

裏を見ますと別紙がありまして、ここに審査の中身、先ほども少し申し上げましたけれども、この本件申請については、この教育訓練用原子炉というものは、もう既に廃止措置の段階にあるもので、ここでは運転停止に関する恒久的な措置と書かれていますが、原子炉はもうございませぬ。なので運転はできない。それから使用済み燃料は既に平成15年に払出しをされていますというところから、平和の目的以外に利用されるおそれがないというふうに認められるものでございます。

資料1-1-2号、これは分割認可申請の概要ということになっておりまして、関係する会社が2つありますので、東芝、それから東芝エネルギーシステムズの両社長から、この認可申請の申請はなされている。場所は変更はございませぬ。承継されるのは東芝エネルギーシステムズということになります。分割の方法及び条件のところでは吸収分割でありまして、承継会社は東芝エネルギーシステムズと。平和の目的以外に利用されるおそれがない、それから必要な技術的能力、経理的基礎があり、原子炉の運転を的確に遂行するに足る技術的な能力があると、こうは言いますけれども、もう廃止措置段階になっているというところでございます。

分割の理由としましては、原子力事業領域の研究開発及び設計支援機能の強化、事業価値全体の向上を図ると、こういう理由で申請をされているものでございます。

もう一つ、資料1-2-1、こちらは東芝臨界実験装置を承継させるということになります。本文はちょっと省略しまして、後ろの別紙の審査結果になりますが、これは原子炉の設置目的は変更しません、使用済み燃料は燃料室に保管する方針というところがございますので、平和の目的以外に利用されるおそれはないというふうに認められると思っております。

なお、まだこちらは原子炉も燃料もございませぬけれども、聞いておるところでは、この認

可があり次第廃止措置の計画を出して、こちらも廃止措置に向かうということでございます。新規制基準をどうするのかというふうには思っていたところですが、結局は廃止措置に入ると、こういうことでございます。

申請の概要としましては、1-2-2号の資料の裏にございます。分割の方法、条件は先ほどと同じで、分割の理由も同じということでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

両案件とも私は特に異論はございません。別紙の方に書かれている2つの理由から、両方とも平和の目的以外に利用されるおそれはないという結論は妥当だと思います。

以上です。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 御説明ありがとうございます。私も特に異論はございません。

1つだけ教えてほしいのは、この2つは場所的にはどこにあるのですか。

(大向安全規制調整官) こちらは神奈川県の川崎市にございまして、もう相当の外れといたしますか、川がありまして、その前は羽田空港という位置にございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) 私も平和利用に関して特に意見はありません。もう今、御説明いただきましたので、放射性同位元素の方も、基本的には今回の諮問を受けている話ではないですが、やはり承継されると、そういうことでしょうか。

(大向安全規制調整官) 私の聞いている範囲では、原子炉関係の許可、使用の許可とR Iの許可を持っていると。これも同じような手続をするというふうに聞いております。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、議題1は以上です。議題2について説明をお願いします。

(林参事官) それでは、規制庁の方、ありがとうございました。

議題の2でございすけれども、議題の2は岡委員長の海外出張の結果ということでござ

います。平成30年9月15日、先日の9月15日の土曜日から19日の水曜日にかけて、第62回国際原子力機関（IAEA）総会に出席し、IAEA各国原子力関係者との意見交換のため、ウィーンに御出張いただきましたので、この件を岡委員長より御説明をお願いいたします。

（岡委員長） それでは、資料第2号を用いて御説明申し上げます。

出張先はオーストリア共和国ウィーンで、出張期間は9月15日から19日、渡航目的はIAEA総会に出席し、IAEAの幹部、各国の原子力関係者と意見の交換を行うということで、日程的には15日に東京を出まして、16から18日にかけて総会出席と会談を行いまして、18日にウィーンを出て東京に帰ってまいりました。

IAEA総会ですけれども、天野事務局長報告と国連事務局長のメッセージが紹介され、第62回総会の議長を選んだ後に、総会の各国の演説が行われました。米国はペリー長官がイランの原子力計画は完全な平和利用でなければならない、IAEA各国の集団行動によって、シリアがIAEAの保障措置に完全に従うようにする必要があると述べました。

日本は松山政司大臣が演説しました。天野事務局長の3期目の取組を最大限支援する、北朝鮮に対するIAEAの取組を支持する、イラン核合意の履行継続及びIAEAの役割が重要であると述べました。

日本の原子力政策の説明では、エネルギー基本計画を4年ぶりに決定した、原子力発電所は9基が再稼働した、安全を最優先に引き続き再稼働を進めると述べました。「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定した、原子力の平和利用の取組、原子力安全向上の努力の継続などを述べました。

各国の発表原稿とビデオは、IAEAのホームページで掲載されております。ビデオは通訳も載っております。

それからIAEA総会参加の各国要人との会談ですが、松山政司大臣とゴードン・ハガティ米国エネルギー省核セキュリティー担当次官、フランソワ・ジャックフランス原子力庁長官とのバイ会談に出席しました。会合では核不拡散問題や日本の原子力政策と利用の状況について説明し、米仏の取組について説明を受け、意見交換が行われました。

以上でございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

（佐野委員） 岡委員長総会出席、お疲れさまでございました。

私もかつて何度か I A E A 総会に出ていますが、この I A E A 総会は 3 つほどの意味があると思うのです。1 つは、各国のハイレベルによるステートメント大会、これは I A E A のホームページに載っておりますけれども、各国がどのような考えで今後どのようにするかということがかなり明確に分かるし、各国の政策のプライオリティーも分かるという意味では、我々も十分にそしゃくしていく必要があると思います。

それから 2 番目は、最近の日本の原子力政策なり日本の状況というのを、世界各国に発信する絶好のチャンス、それもハイレベルで発信するというまたとないチャンスであり、そういう意味で松山大臣から、今回イラン、北朝鮮、それから最近の原子力政策を明確な形で発信していただいたという意味で、大変有意義な機会だったろうと思われま

す。それから 3 番目に、ここに書いてあります総会のマージンで行われる 2 国間の会合、これは相手がいることでもあり対外的に情報は出ないわけですが、我々が承知している限り、かなりハイレベルで有益な意見交換が行われたと理解しております。そういう意味では、今回の I A E A 総会はかなり有意義なものだったんじゃないかと判断しております。どうもお疲れさまでございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。I A E A は世界の原子力を扱うことに対する基本を扱っているところですので、また、そこは天野事務局長が、日本人の方がずっとおられるというのは非常に心強いところで、岡先生が行かれていろいろなお話をされてきたので、日本のエネルギー政策につきましても、これから非常に発信力も出て、着目されるのではないかと考えておりますので、どうもこれからも勉強させていただきたいと思

います。どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

佐藤審議官も行かれて、私もバイ会談を含めて大変勉強、情報交換、勉強になりました。

何かございますか。

(佐藤審議官) 佐野委員からおっしゃっていただいたとおり、世界の発信の場として世界のいろいろな国々の状況の収集、そして私どもの説明の場として大変有意義だったと思います。今回は特に松山大臣自ら行っていただきましたので、非常に高いプレゼンスを上げられたのではないかと考えています。また、岡委員長が非常に専門的なお話を含めてお話をしていただきましたので、各国あるいは国際機関との理解も非常に高まったのではないかなと

おる次第でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

議題 2 は以上です。

それでは、議題 3 について事務局から説明をお願いします。

(林参事官) 議題 3、その他でございます。今後の会議予定について御案内いたします。

次回、第 36 回原子力委員会の開催につきましては、10 月 16 日火曜日、13 時 30 分から 15 時 30 分、開催場所は 8 号館 5 階共用 C 会議室となっております。議題については調整中でございますので、後日、原子力委員会のホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、本日の委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。